

第25期第15回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和6年10月7日(月曜日) 13:30～14:45

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第11番	田坂健次
第2番	安藤育雄	第13番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第14番	伊藤繁次郎
第4番	塩見敏夫	第15番	真鍋篤俊
第5番	村上壽一	第16番	土岐典子
第6番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫
第10番	田村伊佐雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

第2番	近藤孝志	第9番	近藤美喜男
第3番	加藤宏司	第10番	千葉英明
第4番	永易博隆	第11番	土岐秀男
第7番	神野伸二	第12番	飯尾博光
第8番	神野明仁	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員

第7番	寺尾俊行	第1番	矢野一臣
第5番	小野義尚	第6番	井下八郎
第13番	高橋秀実		

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局主幹	高橋一生
農政係長	中島康治	主 任	井上貴清

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 鳥獣害対策について



13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員17人、推進委員10人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしくお願いたします。

【藤田会長】

みなさん、こんにちは。

ここ最近雨が降らなかつたのですが、今日はよく降っています。寒いなども思いましたが、半袖の方もいて、みなさん元気だなと思います。今はお祭り前ですが、雨が降るとなかなか稲の刈り取りもできない状況です。天気予報では、この雨が過ぎるとまた暑い日が来ると言われています。気温差で体調管理が難しいですが、気をつけていただきたいと思います。暦の上では寒露ということで、夜が長くなってきて秋の訪れを感じる時期です。これからどんどん寒くなってくるとは思いますが、体調管理には気をつけていただいて、活動に取り組んでいただければと思います。

それでは、ただいまから第15回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係が議案第1号から第4号まで、農政関係は「鳥獣害対策について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において塩見敏夫委員と村上壽一委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号までは決議事項、第4号は意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供しますが、渡邊勝俊委員が関係しておりますので、退室願います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退室)

休憩前に引き続き会議を開きます。
事務局から議案の説明をお願いします。

【高橋主幹】

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（農用地利用集積計画に関する経過措置）の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田6筆、畑6筆、合計面積10,146.23㎡でございます。

2ページをお開きください。

63番から70番までの8件ございまして、内訳といたしましては、再設定が8件。期間は、1年間で3件、3年間で5件です。利用権の種類は、使用貸借権が6件、賃貸借権が2件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、63番から70番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案の通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第1号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。

ここで暫時休憩いたします。

(委員入席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

3 ページを御覧ください。

議案第 2 号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第 2 号につきましては、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の使用貸借権設定で、申請件数は 1 件です。

4 ページをお開きください。

3 番、萩生字本郷及び字岸ノ下、田 4 筆、面積 3, 4 4 8 m²、譲受人は市内在住の 2 - 1 さん。

譲受人は現在 1 町ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に当該農地を借り受けるため、申請が提出されたもので、許可後の作付けは水稻を予定しているとのことです。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙調査書の 1 ページ目に記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、地元委員である真鍋篤俊委員から報告をいただきます。真鍋委員をお願いします。

【真鍋委員】

9 月 2 3 日に現地確認及び申請者と話をしました。申請農地はすでに申請者が耕作しておりまして、地域及び周辺の農業者、私も近接する農地で耕作しておりますが、良好な関係を築けています。改良区の理事もしておりますし、前向きな方ですので問題は全くないと思われまます。

御審議の程、よろしく願いします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、3 番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地の使用貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

5ページを御覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は1件です。

6ページをお開きください。

39番、別子山字ニクブチ、畑7筆、面積2,692㎡、譲受人は3-1さん。

申請地は譲受人の子が所有する宅地及び山林に隣接する農地で、今回、譲渡人が県外在住で管理が困難となっていた当該農地の贈与を受けるため、申請が提出されたもので、許可後の作付けは花卉を予定しているとのことです。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙調査書の2ページ目に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

当該議案については別子山地区となることから、現地調査の結果ならびに補足説明につきましても、引き続き事務局から報告をお願いします。

【原事務局長】

申請地は、譲受人の子の所有地に隣接しており、今回、譲渡人が県外在住で管理が困難となっていた農地の贈与を受けるため、申請が提出され、許可後は、花卉(桜)を予定しているとのことであり、現地については、事務局の井上と、別子山支所職員とで行い、花卉及び果樹が栽培されていることを確認しております。

また、現地は地籍調査が完了しており、境界について明確であるため、周辺農地への

影響もなく、特に支障はないと考えます。
御審議の程、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

以上、39番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

7ページを御覧ください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。
事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第4号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は8件です。

8ページをお開きください。

113番、田の上三丁目、田2筆、譲受人は4-1さん。

内容は露天車両置場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

114番、北内町四丁目、畑1筆、譲受人は4-2さん。

内容は自己住宅1戸73.70㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

115番、高田一丁目、田2筆、譲受人は4-3さん。

内容は貸し露天駐車場、一体利用地として宅地1,686.78㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

9ページを御覧ください。

116番、土橋一丁目、田2筆、譲受人は4-4さん。

内容は自己住宅1戸63.80㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断

され、権利区分は所有権移転です。

117番、政枝町一丁目、畑1筆、譲受人は4-5さん。

内容は自己住宅1戸106.82㎡、一体利用地として、宅地357.33㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

118番、東田二丁目、畑1筆、譲受人は4-6さん。

内容は自己住宅1戸113.86㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

10ページをお開きください。

119番、山田町、畑2筆、譲受人は4-7さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

120番、萩生字旦ノ上、田9筆、畑3筆、譲受人は4-8さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、113番から120番までのいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

以上、113番から120番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、11ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項

ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「鳥獣害対策について」を議題といたします。

なお、本日は経済部農林水産課から担当職員をお招きしておりますので、御紹介させていただきます。

農林水産課桑内専門係長と村上主事です。それでは、よろしくお願いいたします。

【桑内専門係長】

<鳥獣害対策について説明>

【藤田会長】

ありがとうございました。

何か御質問等はございませんか。

【近藤（孝）委員】

農産物被害アンケートは、家庭菜園は関係ないですか。

【桑内専門係長】

書いていただいてもかまいません。おまかせします。

【村上委員】

2点程あるのですが、まず、猟銃許可をもらえるのはどのような条件があるのでしょうか。

【桑内専門係長】

狩猟免許につきましては、東予地域であれば、猟銃の免許とわな猟の免許それぞれ東予地方局において、年1回試験を経て免許を取得する機会があります。免許を取得すれば、基本的には3年ごとの更新になります。

【村上委員】

免許を取らないと捕獲許可はもらえないですよ。

【桑内専門係長】

イノシシ、ニホンザル等は必ず免許が必要になります。

【村上委員】

それともう1点、メッシュの柵を購入するときに見積もりを出さないといけないと思うのですが、見積りを出す間も正直ありません。今年も、朝見たら少し入られていたのですが、柵をしないと見積りが出ないが、土曜日で市役所はあいてない、でもすぐに柵を買わないといけないので、補助をもらうことになりません。JA共済は領収書があれば補助が出ます。何でわざわざ見積りまで取ってお伺い立てて柵を買わないといけないのかと思います。改善してもらいたいです。領収書で補助金をもらえるようにしてほしいです。

【桑内専門係長】

村上委員さんが言われるように、急いでるのと言われることは他にもあります。市役所の事務的なことで、補助金というのは見積書を出してもらって、その上で承認して決定する流れになります。ここだけではなくて他の補助事業についてすべて同様の取り扱いをしておりますので、なかなか難しいです。ただ、どうしても早くしなければいけないことはわかっていますので、土日については対応できませんが、極力、見積りと決定までタイムラグがないようにできる限り早めの対応はしておりますので、申し訳ありませんが、現時点ではこういった対応しかできません。

【村上委員】

それと、補助金の上限額が認定農業者は5万、一般の農業者は3万になっています。どちらの方が、農地の面積がたくさんあるんですか。認定農業者の方が多いいんですか。

【桑内専門係長】

今、資料がないのでわからない部分もあるのですが、認定農業者というのは市の施策として、新居浜での農業を後押ししている人たちになるので、どうしても政策的なこともあり差がでてしまっています。

【村上委員】

何年前までは一緒でした。

【藤田会長】

財政的に厳しい状況もありますので、区別をしないといけないこともあると思います。

【永易委員】

補助金は年に1回ですか。場所につき1回ですか。

【桑内専門係長】

補助対象は1ヵ所につき年に1回のみです。例えば同じ場所でも、その中で区切りをして、今年と来年に分けるということはできます。

【神野（鉄）委員】

1度設置すると5年は動かしてはいけないと聞いたことがあるのですが、草刈りするときに管理がしにくいことがあります。これは、本当に動かしてはいけないのですか。

【藤田会長】

使わないときには取って管理しやすいようにして、必要な時にまた設置すればいいと思います。他の場所に持って行って使うというのはいけません。

【桑内専門係長】

邪魔になればのけてもらって大丈夫です。

【神野（鉄）委員】

そしたら、耕作期間以外は取り外していても違反ではないということですか。

【桑内専門係長】

はい。必要なときに設置するものなので、大丈夫です。

【藤田会長】

他に質問はありませんか。

今日はいろいろ説明がありましたが、アンケートについてはわからないことがありましたら、担当課にお尋ねしてください。

お忙しい中、ありがとうございました。

次に、事務局から連絡事項があります。

【原事務局長】

<連絡事項>

【藤田会長】

ありがとうございました。

今日はいろいろ調査の説明もありましたが、みなさま方出来る限り協力はしていただきたいと思います。

以上をもちまして、第15回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員